一般競争入札(地域限定型)(以下「入札」という。)を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年 政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

本入札は、美唄市建設工事等郵便入札実施要綱(平成19年庁達第57号)に基づき、郵便入札により執行する。

令和7年10月16日

# 美唄市長 桜 井 恒

# 1 入札対象工事

- (1) 工事番号 第 528 号
- (2) 工事名称 東明菜の花公園線配水管改良工事
- (3) 工事場所 美唄市東8条北8丁目
- (4) 工事種別 水道施設
- (5) エ 期 令和8年2月20日限り
- (6) 工 事 概 要 DCIP (GX型) Φ300 L=178.6m PPΦ75 L=4.6m
- (7) 建設リサイクル法 対象工事
- (8) 予 定 価 格 28,589,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
- (9) 最低制限価格 有
- (10) 本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。

受注者は契約後、月単位の週休2日に取り組む旨を発注者と協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休2日に取り組む希望工事である。なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても通期の週休2日による施工に努めること。

#### 2 入札参加資格

入札参加希望者は単体企業又は経常建設共同企業体(以下「共同企業体」という。)であって、単体企業の要件は(1)、共同企業体にあっては(2)の要件の全てを満たしていること。

- (1) 単体企業の資格要件
  - ア 本告示日において美唄市建設工事等入札参加資格者名簿に登載されていること。
  - イ 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ウ 対象工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)の許可業種について、当該許可を受けてからの営業年数が4年以上あること。
  - エ 本市における x道施設 の建設工事等入札参加資格が A又はB 等級 に格付されていること。
  - オ 対象工事の入札執行の日までの間に、美唄市建設工事等請負業者審査会設置規程 (平成19年訓令第3号)第2条第5号に基づく指名停止期間中でない者であること。
  - カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生 法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者につい ては、手続開始決定後の美唄市建設工事等入札参加資格者の再審査結果を有してい ること。

- キ 美唄市内に本店又は受任先となる支店若しくは営業所等を有する者であること。
- ア成22年度以降に、施工実績額1,500万円以上かつΦ50mm以上の水道施設の公共工事を 元請けとして施工した実績を有すること。

なお、共同企業体としての施工実績は、当該構成員の出資の割合に対応した金額を当該構成員の施工実績とすることができるものとする。

- ケ 法第19条の2に規定する現場代理人を工事現場に専任配置すること。
- コ 法第26条第1項に規定する、国家資格を有する主任技術者(引き続き3月以上の 雇用関係がある者。以下同様とする。)を工事現場に配置すること。

ただし、工事1件の請負金額が、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に定める金額4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)以上の場合は、専任により配置すること。

- サ 当該工事を施工するために締結した下請契約の請負代金が法第26条第2項に基づく 金額5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上となる場合は、監理技術 者(引き続き3月以上の雇用関係がある者。以下同様とする。)を専任で配置す ること。
- シ 主任技術者又は監理技術者専任について、次の①から④(法第26条第3項ただし書)の 全ての要件に該当する場合は、この限りでない。
  - ① 当該建設工事の請負代金が法施行令第28条で定める金額は1億円(建築一式工事は2 億円)未満となるものであること。
  - ② 当該建設工事の工事現場間の移動時間又は連絡方法その他の当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関し国土交通省令で定める要件に適合するものであること。
  - ③ 主任技術者又は監理技術者が当該建設工事の工事現場の状況の確認その他の当該工事現場に係る法第26条の4第1項に規定する職務を情報通信技術を利用する方法により行うため必要な措置として国土交通省令で定めるものが講じられるものであること。
  - ④ 当該建設工事の工事現場に、当該監理技術者の行うべき法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として法施行令で定める者を専任で置く場合における監理技術者。
- ス 法第26条第4項で定める同一の主任技術者又は監理技術者を置くことができる工事現場の数は、2以下とする。

法第26条3項ただし書の規定は、同項各号の建設工事の工事現場の数が、同一の主任 技術者又は監理技術者が各工事現場に係る法第26条の4第1項に規定する職務を行ったと してもその適切な遂行に支障を生ずるおそれがないものとして法施行令で定める数を超 えるときは、適用しない。

- セ 法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者(同項各号に規定する監理技術者を含む。法第26条第6項において同じ。)は、法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、法第26条の6から法第26条の8までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したもののうちから、これを選任しなければならない。
- ソ 法第26条第5項の規定により選任された監理技術者は、発注者から請求があったとき は、監理技術者資格者証を提示しなければならない。

### (2) 共同企業体の資格要件

- ア 本告示日において共同企業体として美唄市建設工事等入札参加資格者名簿に登載 されていること。
- イ 本市における x道施設の建設工事等入札参加資格が A又はB 等級に格付されていること。
- ウ 本共同企業体の構成員(以下「構成員」という。)は、美唄市内に本店又は受

任先となる支店若しくは営業所等を有する者であり、そのうち1社以上は美唄市内に 本店を有していること。

- エ 構成員の数は、2社又は3社であること。 ただし、継続的な協議関係が確保され円滑な共同施工に支障がない場合は5社まで とすることができるものとする。
- オ 構成員の組合せは、対象工事の許可業種の有資格者で、同一等級に格付されているもの同士の組合せ又は直近等級に格付されているものとの組合せであること。 ただし、土木一式工事又は建築一式工事において下位の等級に格付されている ものに十分な施工能力がある場合は、直近二等級までの組合せとすることができる ものとする。
- カ 各構成員は、前号(1)のア、イ、ウ、オ及びカの全ての要件を満たしていること。
- キ 各構成員の出資比率の最小限度は、2社の場合30パーセント以上、3社の場合20パーセント以上、4社の場合15パーセント以上、5社の場合10パーセント以上であること。
- ク 構成員のいずれかが、次の施工実績を有すること。

平成22年度以降に、施工実績額1,500万円以上かつΦ50mm以上の水道施設の公共工事を 元請けとして施工した実績を有すること。

なお、共同企業体としての施工実績は、当該構成員の出資の割合に対応した金額を当該構成員の施工実績とすることができるものとする。

- ケ 共同企業体の代表者(以下「代表者」という。)は、法第19条の2に規定する現場代理人を工事現場に専任配置すること。
- コ 代表者は、法第26条第1項に規定する、国家資格を有する主任技術者を工事現場に 配置すること。

工事1件の請負金額が、建設業法施行令第27条第1項に定める金額4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)以上の場合は、専任により配置すること。

ただし、工事1件の請負金額が、1億5,000万円(建築一式工事の場合は2億1,000万円)未満で構成員の1社が主任技術者を専任で配置した場合、その他の構成員の主任技術者は兼任でも良いものとする。

- サ 当該工事を施工するために締結した下請契約の請負代金が法第26条第2項に基づく 金額5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上となる場合は、原則とし て代表者が監理技術者を、その他の構成員が主任技術者を、それぞれ専任で配置す ること。
- シ 主任技術者又は監理技術者専任について、次の①から④(法第26条第3項ただし書)の 全ての要件に該当する場合は、この限りでない。
  - ① 当該建設工事の請負代金が法施行令第28条で定める金額は1億円(建築一式工事は2 億円)未満となるものであること。
  - ② 当該建設工事の工事現場間の移動時間又は連絡方法その他の当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関し国土交通省令で定める要件に適合するものであること。
  - ③ 主任技術者又は監理技術者が当該建設工事の工事現場の状況の確認その他の当該工事現場に係る法第26条の4第1項に規定する職務を情報通信技術を利用する方法により行うため必要な措置として国土交通省令で定めるものが講じられるものであること。
  - ④ 当該建設工事の工事現場に、当該監理技術者の行うべき法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として法施行令で定める者を専任で置く場合における監理技術者。
- ス 法第26条第4項で定める同一の主任技術者又は監理技術者を置くことができる工事現場の数は、2以下とする。

法第26条3項ただし書の規定は、同項各号の建設工事の工事現場の数が、同一の主任

技術者又は監理技術者が各工事現場に係る法第26条の4第1項に規定する職務を行ったと その適切な遂行に支障を生ずるおそれがないものとして法施行令で定める数を超えると きは、適用しない。

- セ 法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者(同項各号に規定する監理技術者を含む。法第26条第6項において同じ。)は、法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、法第26条の6から法第26条の8までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したもののうちから、これを選任しなければならない。
- ソ 法第26条第5項の規定により選任された監理技術者は、発注者から請求があったとき は、監理技術者資格者証を提示しなければならない。
- タ 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業、他の共同企業体の構成員として入札に参加する者でないこと。
- 3 入札参加資格確認申請書の配布等
  - (1) 配 布 期 間 令 和 7 年 10 月 16 日 (木) から 令 和 7 年 10 月 24 日 (金) (美 唄 市 の 休 日 に 関する条例(平成3年条例第1号)第1条第1項各号に規定する休日(以 下「休日」という。)を除く)

午前9時から午後5時まで(最終日は午後4時まで)

- (2) 配布方法 直接配布(無料)又は市ホームページからダウンロードすること。
- 4 入札参加資格確認申請書の提出等
  - (1) 提出期間 令和7年10月16日(木)から令和7年10月24日(金)(休日を除く。) 午前9時から午後4時まで
  - (2) 提出場所 美唄市西3条南1丁目1番1号 美唄市総務部総務課契約管財係
  - (3) 提出方法 入札参加資格確認申請書に次のア、イ、ウの書類を添付の上、1部を 持参提出すること。

なお、共同企業体として申請する場合は、イの書類は全構成員について作成し、併せてエの書類を添付すること。

- ア 同種工事の工事施工実績調書(別記様式第2号)
- イ 配置予定技術者の資格・工事経験等調書(別記様式第3号)
- ウ 入札参加資格確認結果を送付する返信用封筒(必要料金の切手を貼付のこと。)
- エ 予定出資比率申出書(任意様式又は参考様式)
- 5 設計図書の閲覧等
  - (1) 閲覧期間 令和7年10月16日(木)から令和7年11月5日(水)(休日を除く。) 午前9時から午後5時まで
  - (2) 閲覧・配布 市ホームページ「建設工事・工事に係る委託の入札・見積合せ に伴う設計図書等の閲覧及び配布」による。 ※パスワードを設定していますので、入札参加要件を満たす申請予定者 は、契約管財係へご連絡ください。
  - (3) 閲覧費用 設計図書の写しに要する費用は入札参加希望者の負担とする。
- 6 設計図書の質問等
  - (1) 令和7年10月16日(木)から令和7年10月30日(木)(休日を除く。) 午前9時から午後4時まで
  - (2) 質問方法 市ホームページ登載の「美唄市一般競争入札(地域限定型)質問書」を 用いて、郵送、電子メール、ファクシミリ又は持参により行うものとする。

### 7 参加資格の通知等

- (1) 入札参加資格の確認結果は、書面により通知する。なお、本入札について入札参加資格 確認申請者が1社の場合又は入札参加資格を有すると認める者が1社の場合は、入札の執 行を取りやめるものとし、その旨を申請者に対して通知する。
- (2) 前号の資格確認通知に対する質問は令和7年10月30日(木)までに質問書(任意 様式)持参により行うものとする。

(質問先:美唄市西3条南1丁目1番1号 美唄市総務部総務課契約管財係)

- (3) 前号に対する回答は、令和7年11月4日(火)までに書面により行うものとする。
- 8 入札書及び指定した書類の郵送方法
  - (1) 郵送方法

入札書及び(3)の工事内訳書は、一括で一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により第9の送付先へ郵送しなければならない。指定の郵送方法以外による提出は認めない。

(2) 郵便入札封筒の記載事項

郵便入札封筒には、郵便入札封筒記載例を参照の上、次の必要事項を記載すること。

- ア 工事(委託業務)番号及び工事(委託業務)名
- イ 商号又は名称、代表者名及び住所
- ウ 開札年月日
- エ 入札書在中の旨(本項目は朱書きとする。)
- オ 連絡先電話番号及びファクシミリ番号
- (3) 工事内訳書の提出

入札書に記載の入札金額に対応した工事内訳書を同封提出すること。

工事内訳書は、参考として提出を求めるものであり、入札の効力に影響を及ぼすものではない。

提出する工事内訳書は、公示用設計書のうち「工事費内訳書」の項目とする。

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (5) 入札回数は1回とする。
- (6) 有効に到達した入札書等が2通に満たない場合は、入札の執行を取りやめるものとする。
- 9 入札書等の到達期限及び送付先等
  - (1) 到達期限 令和7年11月5日(水)午後5時
  - (2) 到達期限に未達の入札書等の扱い

入札書等が期限までに到達しなかった場合は、郵便事故、その他いかなる理由であっても本郵便入札を辞退したものとして取り扱う。

- (3) 送 付 先 美唄市西3条南1丁目1番1号 美唄市役所総務部総務課契約管財係
- 10 開札場所及び日時
  - (1) 開札日時 令和7年11月6日(木)午前10時
  - (2) 開札場所 美唄市西3条南1丁目1番1号 美唄市役所 2階 大会議室
- 11 開札の立会
  - (1) 立会の申込

入札者(入札者に常時雇用されている者を含む。)は、開札に立ち会うことができる。 立会いを希望する場合は開札日の前日の午後5時までに郵便入札立会申込書を契約管財係 あてに提出しなければならない。

(2) 立会者の設置

開札の立会者は、2名以上置くものとし、(1)の申込みによる立会者がこれに満たない場合は、入札事務に直接関わらない市職員を立会者に充てる。

- 12 落札者の決定及び通知方法
  - (1) 予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低の価格を入札した者を落札者とする。
  - (2) 同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
  - (3) 落札者への通知

郵便入札落札通知書により通知する。ただし、対象者が開札に立会いしている場合は口頭通知とする場合がある。

(4) 落札者以外の入札者への通知

対象者が開札に立会いしている場合は口頭により、それ以外は市閲覧室、市ホームページでの公表をもって通知に代える。

- 13 入札保証金 免除
- 14 契約保証金 単体企業は必要(契約金額の100分の10以上)、共同企業体は免除
- 15 支払条件
  - (1) 前 払 金 有(契約金額の10分の4に相当する額以内、保証の取付を要する。)
  - (2) 中間前払金 契約金額の10分の2に相当する額以内とする。なお、次の全ての条件を備えた場合に請求できる。
    - (ア) 工期の2分の1を経過していること。
    - イ) (ア)の時期までに実施すべき工事が行われており、かつ、 工事の進捗額が契約金額の2分の1以上であること。
  - (3) 部 分 払 1回行う。
    - ((2)中間前払金及び(3)部分払は、いずれかの選択となる。)
- 16 契約書作成の要否 要
- 17 入札の無効
  - (1) 参加する資格のない者のした入札
  - (2) 記名、押印のない者のした入札
  - (3) 入札金額を訂正した郵便入札
  - (4) 指定封筒及び入札書等の記載内容が不明瞭である入札
  - (5) 同一入札案件について同一人がした2通以上の入札
  - (6) 指定した方法以外で提出した入札
  - (7) 明らかに不適正と認められる入札
  - (8) その他入札に関する指定事項や条件に違反した入札
- 18 その他
  - (1) 美唄市一般競争入札(地域限定型)実施要綱(平成19年庁達第22号)、美唄市建設工事等郵便入札実施要綱(平成19年庁達第57号)及び美唄市財務規則(昭和41年規則第4号)等関係法令を遵守すること。
  - (2) 入札に関する問合せ先 美唄市総務部総務課契約管財係(0126-62-3136)